～地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指して～

# （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）

地域コミュニティの中心的な組織である町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、区民、町会・自治会や地域で活動するさまざまな主体の役割及び新宿区の責務を明らかにするとともに、町会・自治会の活性化のために必要な施策に連携して取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指すため、条例を制定します。

令和６年７月
新宿区



## （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）の構成

### 前文

- 制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べる文章
- 各条文の解釈の基準となるもの

### 総則

- 目的…条例制定の目的
- 定義…この条例で用いている重要な言葉の意味
- 基本理念…条例を推進する上での基本的な考え方

### 役割

- 町会・自治会への理解と関心、町会・自治会活動への参加、連携、協力を推進

### 区の責務

- 条例の目的及び基本理念の理解促進
- 必要な施策の検討・推進
- マンション等連絡先の町会・自治会への提供

### 施策の推進

町会・自治会の持続可能な組織づくり

地域コミュニティの基盤づくり

安全安心で快適なまちづくり

- 施策の実行
- 取組の進捗管理

**地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現**

**条例制定に向けて、パブリック・コメントを実施していますので、ご意見をお寄せください。**
**【実施期間】令和６年７月15日（月・祝）から８月14日（水）まで**

パブリック・コメントについてはこちらから

令和６年７月　　発行：新宿区地域振興部地域コミュニティ課

# （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）の概要

## Ⅰ　前文

- 私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。
- 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。
- 町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。
- 新宿区は、昼間人口の半数以上が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。
- 私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

- 町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定します。

## Ⅱ　総則 - 基本理念

- 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき、町会・自治会の活性化を推進する。
- 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより、町会・自治会の活性化を推進する。

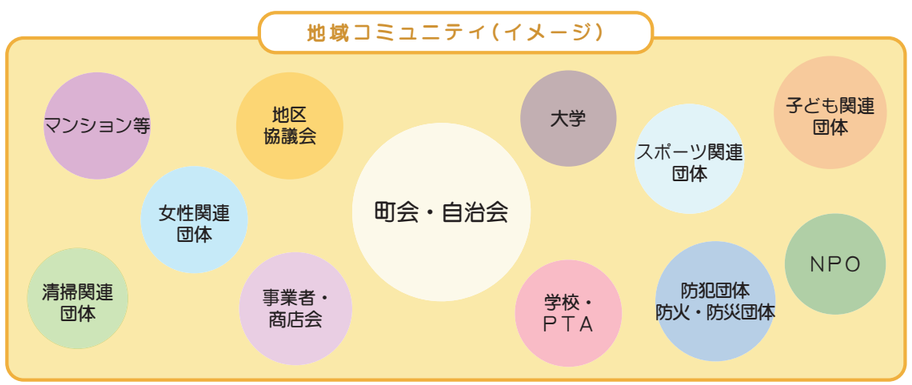




## Ⅲ　役割

- 区内の町会・自治会への理解、関心、町会・自治会活動への参加、協力、連携を推進します。

**マンション等建築主**
- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力、連携
- 町会・自治会との連携に係る連絡先の区への報告（義務）

**マンション等管理者等**
- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力、連携
- 町会・自治会との連携に係る連絡先の区への報告（義務）
  ※既存マンション等の連絡先の区への報告は努力義務

**区民**
- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力

**町会・自治会**
- 地域コミュニティの発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝える
- 町会・自治会活動の理解促進、区民相互の交流や協働

**事業者**
- 町会・自治会への理解と関心
- 活動への参加、協力、連携

**地域活動団体**
- 町会・自治会活動への参加、協力、連携

**小中学校・高校**
- 児童・生徒等の町会・自治会への理解・関心を深める機会及び活動に参加、協力、連携する機会の創出

**大学・専修学校等**
- 町会・自治会への理解と関心
- 活動への参加、協力、連携

## Ⅳ　区の責務

- 本条例の目的及び基本理念が町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知、理解促進を図る。
- 町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組む。実施にあたっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮する。
- マンション等建築主、マンション等管理者等から報告を受けた連絡先を、マンション等が所在する地域の町会・自治会へ提供する。

## Ⅴ　施策の推進

- 本条例で掲げる目的を実現するために必要な施策を、総合的に推進するための計画を定めるものとする。※（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プランを併せて策定します。

**施策体系（３つの基本目標）（案）**

**Ⅰ　町会・自治会の持続可能な組織づくり**
町会・自治会の活性化の施策

**Ⅱ　地域コミュニティの基盤づくり**
各主体への啓発・動機付けのための施策

**Ⅲ　安全安心で快適なまちづくり**
各分野の活動を推進するための施策